

北九州市特定給食施設等指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第18条第1項第2号、同項第3号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の実施に関する指導及び助言を行うため、同法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「規則」という。）及び、北九州市健康増進法施行細則（平成15年北九州市規則第97号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設の定義)

第2条 この要綱における対象施設は、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、1回50食以上又は1日100食以上の食事を継続的（食事の供給が週4回以上であり、それが1月以上実施されていることをいう。）に供給する施設（以下「特定給食施設等」という。）とし、次に掲げる区分とする。

- (1) 法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）
- (2) 特定給食施設以外の施設（以下「小規模給食施設」という。）
- (3) 上記未満であっても、市長が栄養管理を必要と認める施設は指導対象とする。

(小規模給食施設の届出等)

第3条 施設の設置者は事業の開始の日から1月以内に、市長に、給食事業開始届（細則第2号様式）を提出するものとする。

- 2 前項の規定による届出をした者は、届出事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、給食事業変更届（細則第3号様式）を市長あて提出するものとする。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、給食事業を休止（学校給食の夏休みを除き、1月以上給食事業を休止することをいう。）し、又は廃止したときは、給食事業廃止（休止）届（細則第4号様式）を、休止又は廃止の日から1月以内に市長あて提出するものとする。

(小規模給食施設における栄養管理)

第4条 施設の設置者は、規則第9条の栄養管理の基準に準じて栄養管理を実施するものとする。

(小規模給食施設の報告)

第5条 施設の設置者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、栄養管理報告書を作成し、翌月の10日までに市長に提出するものとする。

(小規模給食施設における帳票の整備及び保存等)

第6条 施設の設置者は、献立表その他必要な帳簿等（以下「帳簿等」という。）を作成し、当該施設において保管するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿等は、法第19条の栄養指導員（以下「栄養指導員」という。）の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(特定給食施設等の指導)

第7条 栄養指導員は、特定給食施設等の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要があると認めた場合は、適切な指導及び助言を行うものとする。

- 2 前項の規定による指導及び助言を行った場合には、指導内容について特定給食施設等指導票（別紙様式1号）にその内容を記録しなければならない。
- 3 第1項の規定による指導及び助言については、必要に応じて特定給食施設等栄養指導票（別紙様式2号）により文書指導を行い、改善結果の報告を求めるものとする。

（管理栄養士配置指導）

第8条 市長は、法第21条第1項の規定により管理栄養士の必置を指定した施設が管理栄養士を配置していない場合は、管理栄養士配置計画書の提出を求め、改善が見られない時は勧告を行うものとする。

（台帳の整備）

第9条 栄養指導員は、特定給食施設等の設置者から提出された各種届出について、特定給食施設等管理台帳（別紙様式3号）を整備し、特定給食施設等指導票に基づき、継続的指導を実施するものとする。

（附則）

- 1 この要領は、平成21年4月20日から実施する。